

統一地方選挙の 投票日迫る！



「投票する人される人 みんなが未来の責任者」

任期満了に伴う千葉県議会議員選挙が4月9日(日)に、また横芝町議会議員選挙が4月23日(日)に行われます。

とりわけ今回の2つの選挙は、県そして町レベルのたいへん身近で大切なものです。

環境・福祉・教育事業や災害対策など、政治は私たちの生活のなかでたいへん重要な役割を担っています。

政治に私たちの意見を反映させる最初の第一歩は選挙です。棄権せず投票しましょう。

不在者投票など

投票日の当日に、仕事など一定の理由により投票所に行くことができない方は、それぞれの選挙の告示日から投票日の前日までの間、選挙管理委員会で土曜日、日曜日を含め午前8時30分から午後5時まで不在者投票をすることが出来ます。

また、体の不自由な方で一定の要件を満たす方は、在宅で投

票できる郵便投票の制度があります。

県議会議員選挙

県内で引越し

をした方も

投票できます

昨年の12月31日以降に県内で引越された方は前住所地で投票ができます。

ただし、転居が県内で一回だけの場合に限られますので、投票する場合「引き続き県内に住んでいること」の証明書(新しい住所地の市町村長が発行)の提示が必要となります。

くわしいことについては、横芝町選挙管理委員会(☎82-1111)までお問い合わせください。

国民健康保険証が新しくなります



国民健康保険被保険者証(保険証)が、4月1日から新しい保険証に替わります。

新しい保険証は、3月下旬にあなたの地区の総務員さんを通じて配布しますので、4月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。なお、受け取りの際には、住所・氏名・生年月日などに誤りがないか確認してください。誤りがあった場合は、至急、住民課国保係(☎内線246)にご連絡

ください。
また、古い保険証は4月1日以降に、各地区の総務員さんに回収していただく予定です。

窓口でも受け取れます

事情があつて、直接保険証を受け取りたい方は、住民課の窓口で受け取ることもできます。※申し込みは3月15日までです。

学生さんには

学 保険証

新入学で他の市町村へ転出する場合、新たに学保険証が交付されます。転出の際に、国民健康保険証と印鑑、4月1日以降に発行された在学証明書を持参のうえ、手続きをしてください。

	こんなとき	持参するもの
国保に入るとき	他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
その他のとき	生活保護をうけると	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、汚れて使用できないとき	印かん、使用できない保険証、身分を証明する物
	就学のため子どもが他市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証
長期旅行などで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証	

※こんなときには14日以内に届け出が必要となりますので、忘れずに。